



はたらく × あそぶ × まなぶ  
ソトとナカと未来へつながる

鬼土間  
ONI-DOMA KINASA

おにどま つうしん

第7号 2020.12

## 鬼土間で座談会を開催



### 「住宅」や「空き家」の これからについて考えました

12月6日（日）に「鬼土間で座談会～『お家（うち）』の将来の話をしませんか～」を開催しました。鬼土間プロジェクトが、家をどのように引き継ぐか家族で話したり考えたりするきっかけにして欲しいと開催したもので、地区内に空き家を持つ人を含め32人の方からご参加いただきました。

座談会は、進行役の質問に専門家の3人の方が回答する対話形式で進められ、参加者の皆さんのご質問にもお答えいただきました。



#### ◆ 空き家にならないように

家族で話し合っておくことが大事！

相続登記を放置すると手続きが困難に

☞ 相続が発生したら権利者で話し合いを

室賀 真喜男 司法書士

#### ◆ 土地や家屋の所有者を確認しておく！

固定資産税の納税通知書をチェック

☞ 法務局の登記情報で所有者を確認

#### ◆ 空き家についてのご相談は、

空き家の総合相談窓口（空き家対策室）

☞ 電話026（224）8901へ  
支所にもお気軽にご相談ください

☞ 電話026（256）3169へ

長野市空き家対策室・鬼無里支所

#### ◆ 空き家バンクへ登録を！

改修費用などの補助制度があります

☞ 新しい古いに関係なく成約率は約6割

長野市人口増推進課



#### 参加者の皆さんからのご質問と回答

Q 家の登記が亡くなった親の名義のままでも空き家バンクへ登録できますか？

A 遺産分割協議書があれば登録できます。

Q 家財道具が残っていても空き家バンクへ登録できますか？

A 登録できます。ただし、家財道具については、契約が決まった後に、相手方と処分について相談してください。

Q 共有林の所有者の1人が、自分の持ち分を放棄することはできますか？

A できますが、その人の持ち分が他の共有者に帰属することとなるため、他の共有者が相続登記等を行っていない場合には、手続きが困難になります。

昨年（平成31年）4月に西京へ移住された下山 哲司さんの経験談として、  
「移住者は積極的に地域に関わってほしいし、地域の方は移住者を温かく見守って、いろいろなことを教えてほしい」と、お話をしていただきました。



発行：鬼土間プロジェクト運営委員会

〔鬼無里地区住民自治協議会・鬼無里観光振興会・鬼無里支所〕

事務局：鬼無里地区住民自治協議会

鬼土間のホームページができました



onidoma.net

Facebookは  
こちら

